

第百六十六号議案

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十九の六の十の項中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。）」を加え、同表二十九の六の十一の項イ及び二十九の六の十六の項口中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改める必要がある。